

2015年12月12日

有機農産物の認定生産行程管理者の皆様へ

公益財団法人
自然農法国際研究開発センター
認定事務局長 森 邦義

株式会社中田商会が生産した肥料について

平素は 当センターの活動並びに有機食品の検査認証制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、農林水産省より 別紙「株式会社 中田商会（大阪府吹田市）が生産した肥料について」の通知がありましたので、以下のようにご連絡します。

～ 農水省からの通知内容 ～

株式会社中田商会の生産した複合肥料 684 号（商品名：デラックス豊年味特号及びハグルマ有機配合）については、実際の原材料に反して有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）
上使用可能なものとして販売された可能性がある

認定事務局において、提出されている資材証明書、使用資材リスト及び年次調査の報告書等を確認した結果、当該肥料を使用している事業者はありませんでしたが、念のため生産行程管理責任者は 使用資材リストや過去の生産管理記録等を確認し、当該肥料及び株式会社中田商会の生産した肥料の使用についてご確認をお願いします。もし、当該肥料の使用が確認されたならば、12月14日までに認定事務局までご連絡ください。

また、秋-冬及び来春に使用を検討している資材について、当該肥料及び同社の生産した肥料並びにこれまで連絡しているゴールド興産株式会社及び太平物産株式会社他の生産した使用禁止資材（疑義資材含む）がないか十分に注意し、不適合資材の使用がないよう適切な対応をお願いいたします。なお、グループ認定の事業者におかれましては、メンバー全員に漏れなく周知してください。

本件に関しまして、ご質問・ご不明な点等ございましたらお知らせ下さい。

以 上

本件担当
認定事務局 大橋・吉田・谷木
電話：0557-85-2001
Fax：050-3730-5908

27食産第4163号
平成27年12月11日

有機JAS登録認定機関代表者殿

農林水産省食料産業局食品製造課長

株式会社中田商会の生産した肥料について

本日、農林水産省は、株式会社ジャット（大阪府中央区瓦町四丁目6番8号）、株式会社中田商会（大阪府吹田市清和園町27番8号。以下「中田商会」という。）及び富山魚糧株式会社（富山県富山市水橋辻ヶ堂2679番地）に対して行った肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査の結果を公表することとしています。

この立入検査を踏まえて農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく報告徴収を行い、中田商会の生産した複合肥料684号（商品名：デラックス豊年味特号及びハグルマ有機配合）については、実際の原材料に反して有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機JAS規格」という。）上使用可能なものとして販売された可能性があることが判明しました。

つきましては、貴機関におかれましては、このことを認定事業者にも周知するとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 「複合肥料684号」の認定事業者による使用状況について調査し、下記（1）及び（2）の事項について12月14日（月）午前中までに有機・行程規格班あてメールで報告してください。

【報告先メールアドレス】 yuki_seido@nm.maff.go.jp

（1）複合肥料684号を有機農産物の生産に使用した認定事業者の有無等

- ① 当該肥料を使用した認定事業者がいた場合には、その氏名（法人の場合は法人名）及び所在地
- ② 認定年月日

（2）貴機関の認定事業者に対する周知方法

- ① 周知日
- ② 周知方法

2. 仮に、複合肥料684号について認定事業者による使用が確認された場合は、当該認定事業者に対し、当該肥料を使用したほ場における農産物については有機JASマークの除去（瑕疵なく育苗のみに使用した場合を除く。）、販売先に対して当該農産物が有機JAS規格に適合しなくなったことを通知する等、適切な処置を行うよう要請をお願いします。

以上